

【 資 料 2 】鳥 栖 市 都 市 計 画 審 議 会
(令 和 2 年 2 月 1 3 日 開 催)**1. パブリック・コメントの実施について**

| | |
|------|--|
| 実施期間 | 令和元年12月3日(火)から令和2年1月6日(月)まで |
| 実施方法 | ○市報(令和元年12月号)、市ホームページにて実施周知 ○計画案縦覧 ➤市ホームページ及び市内12箇所に計画案を配布 (都市計画課、各地区まちづくり推進センター、市民活動センター他) |
| 結果 | 計画案に対する意見の提出はありませんでした。 |

2. 修正について

| 都市計画審議会等でのおもなご意見 | 対応 |
|--|---|
| ○農地の保全について ➤近年の豪雨災害に対し、農地が持つ災害防止機能を再認識すべき。 ➤そのうえで、地区計画による市街化調整区域の開発促進とのバランスをとる必要あり。 | ➤ご意見を踏まえ、「土地利用に関する方針」及び将来都市像実現の推進方策である「都市づくりプログラム」を修正(裏面参照) |

〔修正箇所〕

①第2章：全体構想：土地利用に関する方針（37 ページ）

| 変更前 | 将来都市構造におけるゾーン | 土地利用方針における用途 | 方針 |
|-----|---------------|--------------|--|
| | 森林ゾーン | 山林・集落 | ・景観、 <u>災害防止、水源涵養</u> など山林が持つ多様な <u>公益的機能</u> を維持・向上するため、森林の保全に努めます。 |
| | 田園ゾーン | 農地・集落 | ・優良農地は、生産の場としての機能を維持するとともに、 <u>環境空間</u> としての観点から保全に努めます。 |

| 変更後 | 将来都市構造におけるゾーン | 土地利用方針における用途 | 方針 |
|-----|---------------|--------------|--|
| | 森林ゾーン | 山林・集落 | ・景観、 <u>災害防止、水源涵養</u> など山林が持つ多様な <u>公益的機能</u> を維持・向上するため、森林の保全に努めます。 |
| | 田園ゾーン | 農地・集落 | ・優良農地は、生産の場としての機能を維持するとともに、 <u>農地が持つ多様な公益的機能と</u> 環境空間としての観点から保全に努めます。 |

②第4章：都市づくりの推進：都市づくりプログラム（121 ページ）

| 変更前 | 分野 | 短期（概ね5年） | 中長期（概ね10年～20年） |
|-----|-------|--|----------------|
| | ④自然環境 | 自然・レクリエーション拠点の機能充実、史跡・文化財の整備・活用 (勝尾城筑紫氏遺跡等) | |

| 変更後 | 分野 | 短期（概ね5年） | 中長期（概ね10年～20年） |
|-----|-------|----------|----------------|
| | ④自然環境 | 追加 | 山林・田園環境の保全 |